

## 再掲

令和3年3月29日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部会議資料  
水道部

### 緊急事態宣言解除後の各部所管の施設、事業等の対応について（水道部）

このことについて、緊急事態宣言解除後の対応は下記のとおりとする。

#### 記

##### <水道部総務課>

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道使用料の支払い猶予の受付再開について
  - 水道料金及び下水道使用料の支払い困難者を対象とする最長1年間の支払い猶予を実施について、受付期限を令和3年3月31日から令和3年9月30日まで延長する。
- 浄水場見学会の受入中止
  - 緊急事態宣言終了後も当面の間、中止する。